

第7 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

1 必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等とは、次に掲げる消防用設備等であること。

- ア 住宅用消火器及び消火器具
- イ 共同住宅用スプリンクラー設備
- ウ 共同住宅用自動火災報知設備
- エ 住戸用自動火災報知設備
- オ 共同住宅用非常警報設備
- カ 共同住宅用連結送水管
- キ 共同住宅用非常コンセント設備

2 住宅用消火器及び消火器具

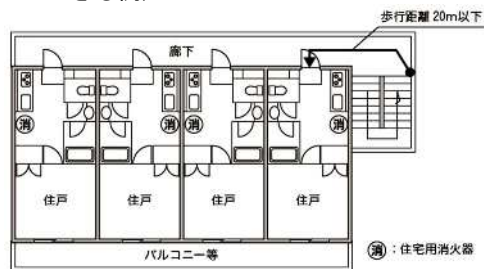
住宅用消火器及び消火器具は、省令40号第3条第3項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 住宅用消火器

住宅用消火器は、省令40号第3条第3項第1号イの規定によるほか、次によること。

- ア 住戸、共用室又は管理人室の玄関、台所等の容易に目に付く部分に設置すること。▲
- イ 省令40号第3条第3項第1号ロただし書きに規定する「廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる」とは、当該住戸、共用室又は管理人室の出入口から、歩行距離20m以下の廊下、階段室、エレベーターホール、エントランスホールその他の人が通行する用のみに供する部分をいうものであること。●（第7-1図参照）

（消火器具を設置しないことができる例）

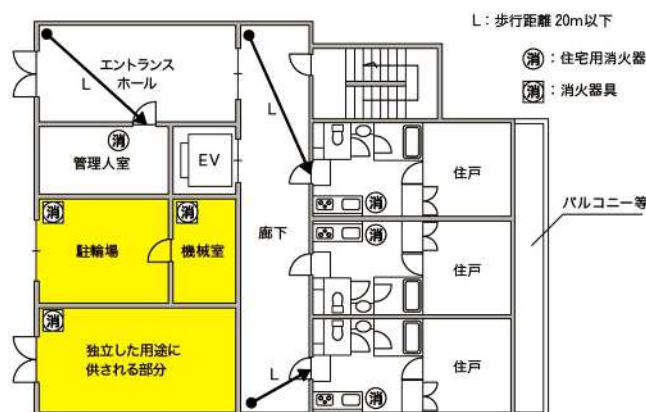


【第7-1図】

ウ 次に掲げる部分には、住宅用消火器を設けることはできないこと。（第7-2図参照）

- (7) 倉庫、機械室その他これらに類する部分
- (イ) 共用部分
- (ウ) 第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い5(2)みなし従属により、その独立した用途に供される部分

（住宅用消火器及び消火器具の併用設置が必要な例）



【第7-2図】

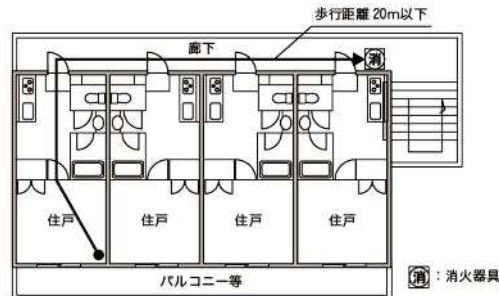
(2) 消火器具

消火器具は、省令40号第3条第3項第1号口の規定によるほか、次によること。

ア 消火器具は、第4章第1消火器具を準用すること。

イ 消火器具を住戸、共用室及び管理人室の各部分から歩行距離20m以下となるよう共用部分に設置した場合は、住戸、共用室又は管理人室の住宅用消火器の設置を要しないものであること。（第7-3図参照）

（住宅用消火器の設置を免除することができる例）



【第7-3図】

3 共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用スプリンクラー設備は、省令40号第3条第3項第2号の規定によるほか、第8共同住宅用スプリンクラー設備に定めるところによること。

4 共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備は、省令40号第3条第3項第3号の規定によるほか、第9共同住宅用自動火災報知設備に定めるところによること。

5 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

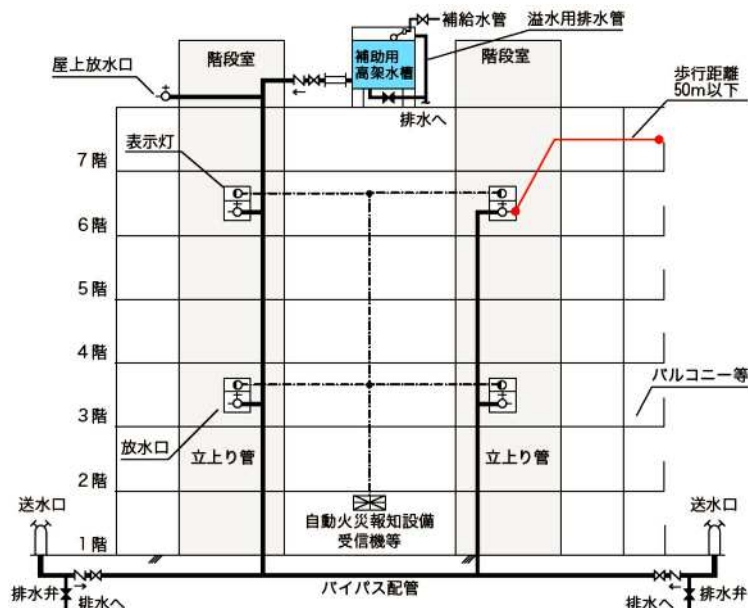
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、省令40号第3条第3項第4号の規定によるほか、第10住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備に定めるところによること。

6 共同住宅用連結送水管

共同住宅用連結送水管は、省令40号第5条第1項及び第2項第1号の規定によるほか、次によること。

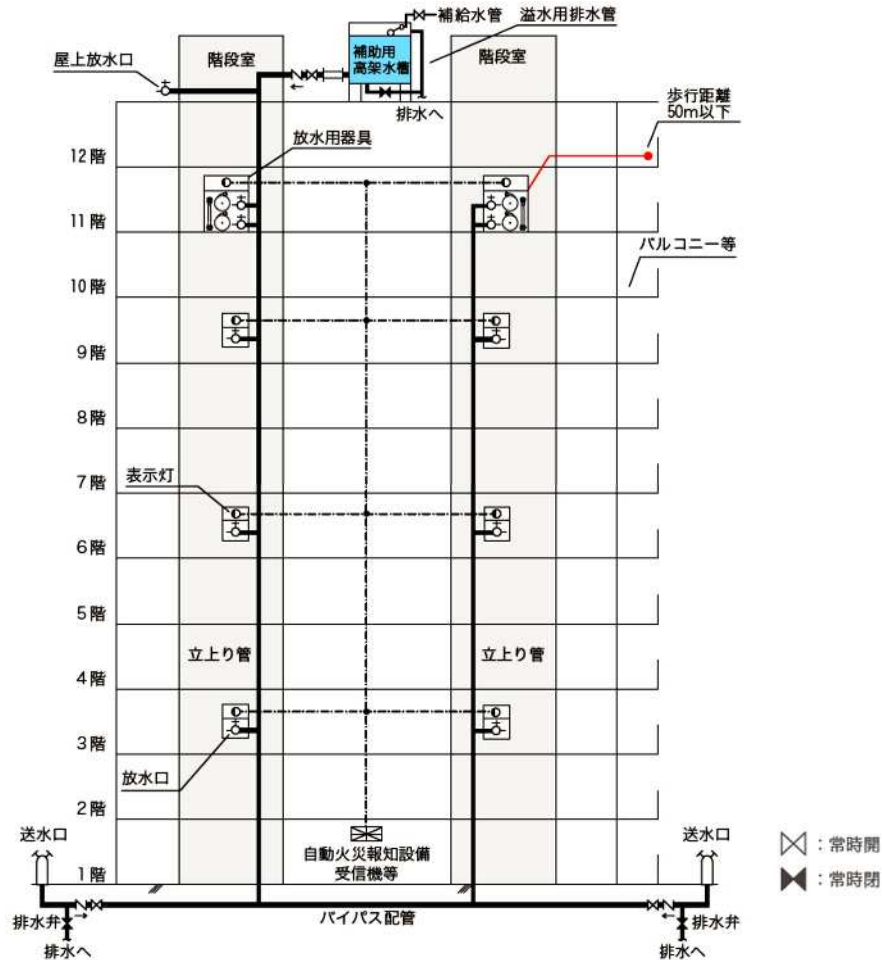
(1) 主な構成

ア 地階を除く階数が10以下の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第7-4図参照）



【第7-4図】

イ 地階を除く階数が11以上の階（以下この項において「高層階」という。）の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第7-5図参照）



【第7-5図】

(2) 送水口

送水口は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する政令第29条第2項第3号並びに省令第31条第1号及び第3号から第4号の2までの規定によるほか、第4章第20連結送水管2(1)を準用すること。

(3) 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する政令第29条第2項第2号並びに省令第31条第5号の規定によるほか、第4章第20連結送水管2(2)を準用すること。

(4) 放水口

放水口は、省令40号第5条第2項第1号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 放水口は、第4章第20連結送水管2(3)を準用すること。

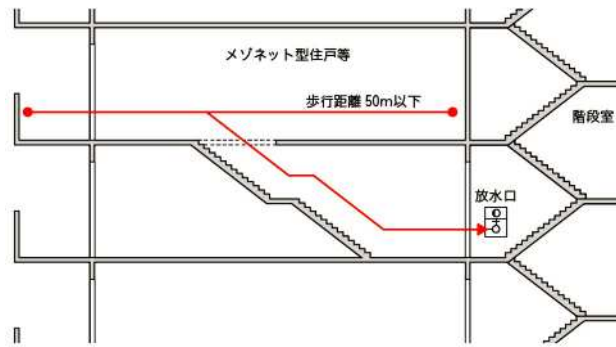
イ 省令40号第5条第2項第1号ロに「3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごと」と規定されているが、高層階に設ける放水口は、11階を起点として上方に数えた階数3以内ごとに設けること。▲

ウ 省令40号第5条第2項第1号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ 高層階に設ける放水用器具を格納した箱は、第4章第20連結送水管3(4)（ウ(7)を除く。）を準用すること。なお、一の放水口の位置ごとに設けること。

オ 高層階に設ける放水用器具は、第4章第20連結送水管3(5)を準用すること。

カ メゾネット型住戸等が存する部分に放水口を設置する場合は、階数3以内ごとに設置し、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50m以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。●（第7-6図参照）



【第7-6図】

(5) 貯水槽等の耐震措置

省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する省令第31条第10号の規定による貯水槽等の耐震措置は、第4章第20連結送水管4を準用すること。

(6) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する省令第31条第7号の規定によるほか、第4章第20連結送水管5を準用すること。

(7) 総合操作盤

省令第40号第5条第1項第1号ハにおいて準用する省令第30条の3第9号に規定する総合操作盤は、第4章第23総合操作盤によること。

7 共同住宅用非常コンセント設備

共同住宅用非常コンセント設備は、省令40号第5条第2項第2号の規定によるほか、次に定めるところによること。

(1) 設置位置等

設置位置等は、省令40号第5条第2項第1号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 設置位置等は、第4章第21非常コンセント設備2を準用すること。

イ 省令40号第5条第2項第2号ロに規定する「11階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごと」は、高層階に設ける共同住宅用連結送水管の放水用器具を格納した箱又はその直近に設置すること。

ウ 省令40号第5条第2項第2号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ 階段室型特定共同住宅等の一部にメゾネット型住戸等が存する部分に共同住宅用非常コンセント設備を設置する場合は、前6(4)カによること。

(2) 電気の供給容量

電気の供給容量は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている政令第29条の2第2項第2号並びに省令第31条の2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

ア 電気の供給容量は、第4章第21非常コンセント設備3 ((1)を除く。)を準用すること。

イ 非常コンセント設備の電気の供給容量は、一の回路につき、単相交流100Vで15A以上の容量とすること。

(3) 非常コンセント

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第3号に規定する非常コンセントのプラグ受けは、第4章第21非常コンセント設備4を準用すること。

(4) 接地

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第4号に規定する接地工事は、第4章第21非常コンセント設備5を準用すること。

(5) 保護箱等

保護箱（非常コンセントを収納した箱をいう。）及び設置の標示は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第2号及び第9号の規定によるほか、第4章第21非常コンセント設備6を準用すること。

(6) 常用電源及び配線

常用電源及び配線は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、第4章第21非常コンセント設備7を準用すること。

(7) 非常電源及び配線

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第8号に規定する非常電源及び非常電源回路の配線は、第22非常電源によること。

(8) 総合操作盤

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている省令第31条の2第10号に規定する総合操作盤は、第23総合操作盤によること。